

議案第58号

瀬戸内市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて

瀬戸内市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年8月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

市道の道路占用料について、岡山県道路占用料等徴収条例の占用料と同額とし、徴収基準の適正化を図る。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸内市道路占用徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第156号)の一部
を次のように改正する。

別表中「

円
560
860
1,200
500
800
1,100
50
5
3
490
300
1,000
420
2,000
1,000
21
30
45
60

90
120
210
300
600
1,000
1,000
610
1,000
20
200
200
2,000
800
20
200
20
200
2,000
1,000
1,000
Aに0.028 を乗じて 得た額
200

」を

「

円
570
880
1,200
510
820
1,100
51
5
3
500
310
1,000
430
900
1,000
22
31
48
61
92
120
220
310
610

1,000
450
270
1,000
9
90
90
900
820
9
90
9
90
900
450
1,000
Aに0.034 を乗じて 得た額
90

」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

瀬戸内市道路占用料徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第156号)新旧対照表

現行				改正後			
別表(第4条関係) 占用料額				別表(第4条関係) 占用料額			
占有物件		単位	占用料	占有物件		単位	占用料
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 560	法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 570
	第2種電柱		860		第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200		第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		500		第1種電話柱		510
	第2種電話柱		800		第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100		第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		50		その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メートルに つき1年	5		共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メートルに つき1年	5
	地下に設ける電線その他 地下に設ける線類		3		地下に設ける電線その他 地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	300		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	310
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000		変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		420		郵便差出箱及び信書便差 出箱		430

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>22</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>30</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>31</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>45</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>48</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>60</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>90</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>92</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>210</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>220</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		<u>300</u>		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		<u>310</u>
	外径が1.0メートル以上のもの		<u>600</u>		外径が1.0メートル以上のもの		<u>610</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,000</u>
法第32条第1	上空に設ける通路		<u>1,000</u>	法第32条第1	上空に設ける通路		<u>450</u>

項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路			610
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	800
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000

項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,000</u>	令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>1,000</u>
令第7条第3号に掲げる施設		<u>Aに0.028を乗じて得た額</u>	令第7条第3号に掲げる施設		<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>200</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100